

リスク区分変更に係るパブリックコメント に寄せられたご意見

●ビダラビンのリスク区分について

No.	意見概要	意見内容
1	第1類医薬品に留めることは当然と考える。	<p>本剤の効能は「口唇ヘルペスの再発(過去に医師の診断・治療を受けた方に限る)」となっており、本剤を適正に使用する上で薬剤師による情報提供や相談応需が必須であると考えます。特に帯状疱疹の初期症状が顔に発現した場合などには、本剤の適応との判別が難しく十分な専門的知識が必要となります。このことより、専門知識をもった薬剤師が病状の鑑別や再発の確認などを行うことが当然である。</p> <p>よって、本剤のリスク区分は医薬品の適正使用を考える上で、薬剤師の相談応需・情報提供が必要な第1類医薬品に留めることは当然と考える。</p> <p>また、今般、市販直後調査の終了を受け、インターネットによる販売がなされることが想定される。インターネット販売を行う業者においても、画像などを用いた患部状態の確認や患部の写真をホームページに例示するなど、消費者の適正使用の確保に努めていただきたい。</p>